

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 上下水道総務課

許認可等の内容		上下水道局庁舎内の行為の許可
根拠法令等及び条項		栃木市上下水道局庁舎管理規程第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市上下水道局庁舎管理規程第8条及び第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 令和7年4月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市上下水道局庁舎管理規程抜粋</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第8条 庁舎内においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 正常な執務を妨げる面会を強要すること。</li> <li>(2) 建物、立木、工作物その他の施設を破損し、又は汚損すること。</li> <li>(3) 示威又はけん騒にわたり正常な執務を妨げる行為をすること。</li> <li>(4) 示威宣伝又は陳情のための旗、幕、プラカード等を持ち込むこと。</li> <li>(5) 座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為をすること。</li> <li>(6) 拡声機を使用し、又は放歌高唱し、その他庁舎の静穏を害する行為をすること。</li> <li>(7) 正当な理由なく自動車等を乗り入れること。</li> <li>(8) 指定の場所以外に駐車すること。</li> <li>(9) 喫煙の設備のない場所において喫煙すること。</li> <li>(10) たき火等火災予防上危険を伴う行為をすること。</li> <li>(11) 所定の場所以外に汚物、紙くず等を投棄すること。</li> <li>(12) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。</li> <li>(13) 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（職員が職務上行うものその他公務上支障がないものとして庁舎管理者が認めるものを除く。）をすること。</li> <li>(14) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</li> </ol> <p>(許可行為)</p> <p>第9条 庁舎において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、事前に庁舎管理者の許可を受けなければならない。</p>	

- (1) 物品の販売、寄附の募集、署名の収集、その他これらに類する行為
- (2) 公務以外の目的をもって集会その他の行事を行う行為
- (3) 面会、陳情又は見学等を集団で行う行為
- (4) ビラ、ポスター、看板、旗、幕その他これらに類する物を配布し、掲示し、又は掲出する行為
- (5) テントその他これらに類する施設を設置し、又は定められた場所以外に物件を置く行為
- (6) 前各号に定めるもののほか、庁舎内を本来の目的以外に使用すること。

2 前項各号に掲げる行為に係る許可を受けようとするときは、上下水道局庁舎使用許可申請書兼許可書（別記様式第1号）を庁舎管理者に提出しなければならない。この場合において、同項第3号の行為に係る許可申請については、当該面会等に係る事務を主管する課等の長を経由してしなければならない。

3 第1項第4号の行為に係る許可申請においては、掲示し、又は配布しようとする物若しくはその見本を添えてしなければならない。

4 庁舎管理者は、第2項の申請に係る行為の許可を行ったときは、当該申請者に対して許可書を交付する。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、庁舎管理者が軽易なものと認めたときは、口頭をもって許可申請書の提出及び許可書の交付に代えることができる。

6 庁舎管理者は、第2項の申請に係る行為の許可を行うに当たり、必要があると認めたときは、当該許可に条件を付することができる。

7 庁舎の一部を使用することとなる第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる行為について許可した場合においては、当該許可の内容に従い、あわせて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可をしたものとみなす。